

## 決議第 2 号

### 国出先機関の地方移管の早期実現を求める決議

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が 11 月 15 日、政府において閣議決定された。

関西広域連合設立のねらいの一つであり、関西広域連合議会としても国出先機関の移管推進を求める決議を行うなど、最重要課題として取り組んできた国出先機関改革が、第一段階とはいえ、具体的な分権への動きに至ったものの、衆議院が解散され、同法律案の国会への提出・成立は実現しなかった。

地方分権の推進は、我が国を多極分散型の構造に転換し、地域のことはその地域の住民が自らの責任で判断する分権型社会を作ること、個性豊かな地域を育み、国全体の成長へとつなげていくための根幹となる政策課題である。

総選挙後の政権におかれては、国出先機関の地方への移管をはじめとする、真の地方分権の実現を最重要の政策課題とし、政治主導の下で具体的な取組みを進められるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 24 年 11 月 22 日

関西広域連合議会